

# 令和5年度 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

## 1 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の必要性

平成26年10月1日から、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種になりました。令和5年4月1日から令和6年3月31日までは、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になるかたが対象になります。

※これまで『平成31年度以降の対象者は65歳のみ』とご案内しておりましたが、平成31年1月、厚生労働省において、令和5年度までの時限措置として定期接種の対象者の拡大を継続することが決定したため、70歳以上で、これまで一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがないかたに、改めて接種機会が設けられました。

日本人の死亡原因として、「がん」、「心疾患」、に次ぐ上位に「肺炎」があります。肺炎は、細菌やウイルスなどが肺に入り込んで炎症が起きる病気です。肺炎の病原菌として最も多いのが肺炎球菌で、約4分の1を占めています。肺炎球菌は93種類あるとされ、高齢者肺炎球菌ワクチンは、このうち23種類に対して予防効果が期待でき、この23種類は、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるという研究結果があります。

ただし、この23種類以外の肺炎球菌や、他の細菌やウイルスによる肺炎について予防することはできませんので、日頃から肺炎の予防を心がけた生活を送ることが重要です。

## 2 予防接種の実施

1) 対象者 川口市民で、今までに高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）を受けたことがなく、①又は②に該当するかた

- ① 令和5年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になるかた
  - ・65歳（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ）
  - ・70歳（昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ）※
  - ・75歳（昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ）※
  - ・80歳（昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ）※
  - ・85歳（昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ）※
  - ・90歳（昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ）※
  - ・95歳（昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ）※
  - ・100歳（大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ）※

② 60歳以上65歳未満のかたで、心臓、じん臓、呼吸器、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者1級程度の障害を有するかた（身体障害者手帳の写し、または医師の診断書が必要となります。対象となるかどうか分からない場合は、健康増進課にお問い合わせください。）

※市の補助の有無を問わず、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがあるかたは、定期接種の対象とはなりません。また、過去に接種したかたが5年以内に再接種すると、注射部位の痛みや腫れなどの副反応が強く高い頻度で発現することがあります。接種歴は必ず確認してください。

2) 自己負担金 5,000円

※上記対象者のうち、生活保護世帯のかた、または、中国残留邦人等支援受給者のかたは生活保護受給証の写し、または、本人確認証の写しを医療機関に提出することで、自己負担金免除となります。各受給者のかたでも、対象者に当てはまらない場合は任意接種（全額自己負担）となりますのでご注意ください。

※県内の委託医療機関以外で接種を受けた場合、全額自己負担となります。

3) 接種方法 23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチンを1回接種

4) 実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

※実施期間内であれば、上記対象年齢の誕生日を迎える前でも接種は可能です。

※実施期間を過ぎると定期接種として受けることはできません。

※免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことにより、この期間内に接種ができなかった場合には健康増進課にお問い合わせください。

5) 実施場所 裏面「委託医療機関」に電話等でご予約の上、接種を受けてください。

※令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間は裏面の医療機関以外に、埼玉県内の一部の医療機関でも予防接種が可能ですが、予診票が必要となりますので、健康増進課へ事前に必ずご確認ください（発送には10日程度お時間がかかります。）。

6) 持ち物 予診票（年度内に65歳になる対象のかた・市外の委託医療機関で接種するかた）ハガキ（黄色）（年度内に70歳以上になる対象のかた）健康保険証、マイナンバーカードなど年齢や住所が確認できるもの  
該当するかたは、生活保護受給証や身体障害者手帳の写し等をお持ちください。

7) 他の予防接種との間隔

他のワクチン（新型コロナワクチンを除く）との接種間隔に制限はありません。

8) 高齢者の肺炎球菌感染症ワクチンの効果持続期間

ワクチン接種による予防効果は、健康な成人で5年以上持続するとされています。

## 3 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の副反応

接種後に、注射部位の腫れ、痛み、ときに軽い発熱等の副反応がみられることがありますが、通常2～3日で消失します。高熱や体調の変化、その他に心配な症状がある場合は、医療機関を受診してください。

肺炎球菌予防接種により重い副反応が生じ、入院治療が必要なほどの健康被害が生じた場合は、医療費および医療手当等の給付により、健康被害を救済する制度があります。救済を申請し、国による審議の結果、予防接種と健康被害の因果関係があると認定された場合は、救済を受けることができます。

## 4 予防接種を受けることができないかた

1) 明らかに発熱しているかた（37.5℃以上）

2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた

3) 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（接種後約30分以内に起こる、ひどいアレルギー反応）を起こしたことがあることが明らかなかた

4) 予防接種で接種後2日以内に発熱がみられたかた、全身性のアレルギーを疑う症状があったかた

5) その他、予診等で医師が接種に不適切な状態だと判断した場合等

## 5 予防接種を受ける前に

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種について、気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や健康増進課に相談し、十分に納得した上で、接種を受けてください。予診票は接種を受けるかたが責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

## 6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。

2) 予防接種を受けた日の入浴は可能ですが、注射したところをこすらないでください。また、激しい運動や過度の飲酒は避けてください。

【問い合わせ】 川口市保健所 健康増進課 ☎048-256-1135